

掛川市条例第37号

掛川市特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例

(掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例(平成17年掛川市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 4 (略)</p>

(掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第3条 扶養手当の額は、掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の規定に基づく扶養手当の額に相当する額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第3条 扶養手当の額は、掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の規定に基づく扶養手当（<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対して支給するものに限る。</u>）の額に相当する額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び<u>当該</u>給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。